

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和7年12月4日提出

日立市長職務代理者

日立市副市長 梶山 隆範

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 20 日

日立市長 小川春樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和 7 年 7 月 28 日午後 3 時 45 分頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道 2654 号路上において、走行中の市有車の荷台から落下した荷物が、当該市有車の対向車線を走行していた日立市□□□町□□□番地医療法人□□□が所有する自動車に接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 179,520 円